

市政資料館での撮影について

○利用可能組数

1 日 4 組（午前 2 組、午後 2 組）

※毎月初日（初日が休館日に当たる場合、休館日の翌日）及びイベントの開催等により中央階段が利用できない日を除く

※午前：9 時から正午まで、午後：1 時から 4 時 30 分まで

※要事前申込

○撮影できる場所

下記「撮影利用禁止場所」を除く館内見学エリア

〔撮影利用禁止場所〕

- ・ 3 階第 2 常設展示室（復原会議室）
- ・ 撮影禁止マークが掲出されている常設展示室
- ・ 正面玄関入口
- ・ 正面玄関から 2 階に至る階段

※上記いずれも、他の来館者の見学・通行の支障、施設や資料の破損や汚損の恐れを考慮し、禁止としています。

【市政資料館敷地の屋外部分で撮影ご希望の方へ】

市政資料館敷地の屋外部分は、都市公園区域となります。同区域において写真撮影業者による撮影を行う際には、3 か月前の初日から使用日の 10 日前までに、東土木事務所の窓口にて、事前に申請をしていただく必要があります(先着順・有料)。

お早めに東土木事務所(電話番号 052-935-8846)までお問い合わせください。

以下のページ内「ご注意ください(東土木事務所からのお知らせ)」もご参照ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kankou/rekishi/1004614/1004635/1052078.html>

○費用

撮影の利用料金は無料

○申込者

被写体または撮影者となる個人（いずれも業者等による申込は不可）

○申込時期及び方法

- ・ 受付開始日は、ご利用月 2 か月前の初日（初日が休館日に当たる場合、休館日の翌日）です。午後 2 時から 2 階事務室にて一斉受付を行います。その際、撮影希望者の日程が重なる場合は抽選します。
- ・ 受付開始翌日以降、電話または来館により随時申込を受け付けます。電話受付は仮申込となりますので、仮申込から 1 週間以内に 2 階事務室で本申込手続きをお願いします。

○撮影申込書類

撮影申込書

○申込できない場合

- ・ 撮影が営利目的、宗教活動、政治活動
- ・ 名古屋市暴力団排除条例第 7 条の規定による暴力団の利益になる撮影
- ・ 公序良俗に反する撮影

○申込後のキャンセル

速やかに、必ずご連絡ください。

【TEL】 052-953-0051 【メールアドレス】 a9530051-01@somu.city.nagoya.lg.jp

○控室の利用

集会室（有料）に空きがある場合、2 か月先までであれば、別途、控室としてお申込みいただけます。姿見、着替え用簡易畳（2 枚）がご利用いただけます。

○撮影時のルール ※申込前に確認の上、ご理解いただいた場合のみお申込ください。

(1) 禁止事項

他の来館者の見学・通行の支障、施設や資料の破損や汚損の恐れがある行為を禁止します。

【具体例】

- ・ 施設（壁、床、柱、窓、扉等）の破損や汚損の恐れのある衣装、機材、物品の使用
【例】 ラメやスパンコールなど装飾物が落ちる衣装、大型の機材、シャボン玉、風船等
- ・ 撮影利用禁止場所での撮影
- ・ 立て看板等、館の備品の移動
- ・ 来館者の見学や記念撮影を妨げる程度の過度なフラッシュ撮影
- ・ ポーズの指示、多人数で騒ぐなど来館者の迷惑となる程度の大声
- ・ 撮影機材や荷物の、床への放置（荷物の保管は、コインロッカーや集会室（有料）をご利用ください。）
- ・ 動画撮影

(2) 必ず行っていただく事項

- ・ 来館者の見学・通行が優先です。入館や通行をスムーズにできるよう配慮し、来館者に積極的に「どうぞお通りください」と声かけしてください。
- ・ 他に撮影利用者がいる場合には、譲り合って撮影してください。
- ・ 撮影機材の使用時には、機材側の保護措置や床にシートを敷くなど、施設を傷つけないよう必ず養生を行ってください。
- ・ 撮影終了時には、必ず原状復帰してください。万一、衣装から装飾物が落ちた場合などは必ず清掃の上、事務室まで報告し、点検を受けてください。